

滝川市男女共同参画計画

平成25年度～平成34年度

男女が 互いにその人権を尊重しつつ責任も
分かち合い 性別にかかわらず その個性と能力を十分に
発揮することができる男女共同参画社会

滝川市



はじめに

近年、少子高齢化社会が進む中、社会経済情勢の変動から地域経済は大きく変化しており、市民を取り巻く環境も変わってきています。

滝川市においても、経済事情の厳しい中、市民の理解と協力をいただくとともに、連携を図りながら協働のまちづくりに取り組んでいるところです。

このような中で、男女が互いの人権を尊重しながら個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野へ参画することによる「男女共同参画社会」の実現が求められており、男女共同参画社会基本法に基づき、滝川市男女共同参画計画を策定しました。

男性は仕事、女性は家事・育児という従前からの性別による固定的な役割分担意識を見直し、男女が共に喜びも責任も分かち合える社会の実現を目指して、市民、事業所及び行政が連携・協力する中で取り組んでいくことが計画を実現する大きな原動力と考えておりますので、今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりご審議いただきました滝川市男女共同参画計画策定検討会議の委員各位、また、市民アンケート・事業所アンケートにご協力いただきました市民・事業所の皆様方に心よりお礼申し上げます。

平成25年 3月

滝川市長 前田 康吉

滝川市男女共同参画計画

目 次

国の基本的な方針	1
北海道の基本的理念	3
滝川市男女共同参画計画の策定にあたって	4
計画の推進体制・計画の推進と管理	5
男女共同参画計画	
滝川市男女共同参画計画基本体制及び重点事項	6
目標1 男女共同参画社会の実現に向けて	7
男女共同参画の啓発の推進	7
啓発活動の推進	7
情報収集・提供の推進	8
男女共同の視点に立った教育の推進	9
家庭における男女共同の推進	9
学校における男女共同の推進	10
社会における男女共同の推進	10
目標2 あらゆる分野への男女共同参画の促進	12
政策・方針決定過程などへの女性の参画の拡大	12
市の各種審議会等委員への女性の登用の促進	12
役職等への女性の登用の促進	12
男女の職業生活と家庭生活の両立の支援	13
家庭生活への男女の共同参画の促進	13
仕事と家庭の両立	14
育児・介護の支援体制の充実	15
自営業における男女共同参画の促進	16
就労等の場における男女共同の確保	17
男女の均等な雇用機会と待遇の確保	17
再就職への支援	18
パートタイム労働者等の雇用環境の整備	18
地域社会における男女共同参画の促進	20
地域活動の促進	20

地域リーダーの養成	・・・・・・・・	20
目標3 生涯にわたる健康・福祉環境の整備	・・・・・・・・	21
生涯学習の推進	・・・・・・・・	21
学習機会の提供・充実	・・・・・・・・	21
生涯学習関連施設の充実	・・・・・・・・	22
健康づくりの推進	・・・・・・・・	22
健康づくりの推進	・・・・・・・・	22
母子保健の充実	・・・・・・・・	23
高齢者などが安心して暮らせる環境の整備	・・・・・・・・	23
介護サービスの充実	・・・・・・・・	23
障がいのある人への配慮	・・・・・・・・	24
相談・支援機能の充実	・・・・・・・・	25
相談業務の充実	・・・・・・・・	25
相談・支援機能の充実	・・・・・・・・	25
目標4 総合的な推進体制の整備	・・・・・・・・	26
市民との協働による計画の推進	・・・・・・・・	26
計画の普及と管理	・・・・・・・・	26
市民団体及び国・北海道との連携の強化	・・・・・・・・	26
庁内推進体制の充実	・・・・・・・・	26
庁内推進体制の充実	・・・・・・・・	26
参 考 資 料		
男女共同参画社会基本法	・・・・・・・・	27
北海道男女平等参画推進条例	・・・・・・・・	33
滝川市男女共同参画推進協議会規約	・・・・・・・・	39
滝川市男女共同参画計画策定検討会議設置要綱	・・・・・・・・	42
滝川市男女共同参画計画策定検討会議委員名簿	・・・・・・・・	43
滝川市男女共同参画策定の経過	・・・・・・・・	44
各種相談窓口一覧	・・・・・・・・	45

国の基本的な方針

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題です。その目指すべきは、固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会、男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会、男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会です。

我が国においては、これまで国際的な動きと軌を一にし、多くの女性たちの活動に支えられながら、男女共同参画社会の実現に向けて平成11年法律第78号の男女共同参画社会基本法の制定、男女共同参画会議の設置など国内本部機構（ナショナル・マシーナリー）の充実・強化、男女共同参画基本計画に基づく取組等を推進してきました。しかしながら、我が国の男女共同参画の現状は、まだ道半ばの状況にあり、国際連合の女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「女子差別撤廃委員会」という。）の我が国に対する最終見解（平成21年8月公表）においても、多くの課題が指摘されています。

また、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期的低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大など社会情勢の変化や経済社会のグローバル化などに伴う課題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

基本的な考え方として、

男女共同参画会議の答申に示された基本法施行後10年間の反省を踏まえ、実効性のあるアクション・プランとするため、できる限り具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定するとともに、その達成状況について定期的にフォローアップを行うこと。

固定的性別役割分担を前提とした社会制度や社会構造の変革を目指すとともに、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」、「子ども・子育て支援」、「子ども・若者育成支援施策」、「人権施策」など、政府が一体となって府省横断的に取り組んでいる関連施策との密接な連携を図ること。

女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項について点検するとともに、日本の文化、社会の状況等にも配慮しつつ、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化などにより、国際的な概念や考え方（ジェンダー等）を重視し、国際的な協調を図ること。

以上の3項目のような考え方に立脚しています。

また、今後の男女共同社会の実現に向けて改めて強調している視点として、

女性の活躍による経済社会の活性化

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、女性を始めとする多様な人材を活用することは、我が国の経済社会の活性化にとって必要不可欠です。また、女性がその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保することは、労

働供給の量的拡大という観点に加えて、グローバル化や消費者ニーズが多様化する中で持続的に新たな価値を創造するために不可欠です。

男性、子どもにとっての男女共同参画

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会であることから、男女共同参画を男性の視点から捉えることが不可欠です。長時間労働の抑制等働き方の見直し、直面する介護の問題など男性に関わる課題に対応するためにも、男女共同参画の理解に向けた男性に対する積極的な働きかけが必要です。

また、次代を担う子どもたちが将来を見通した自己形成を図りながら健やかに育ち、そして幸せに暮らせる社会を目指す観点から、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進することが重要です。近年、ひとり親家庭の子どもや性犯罪の被害を受けている子どもなど支援が必要な子どもの問題も顕在化しており、安全で安心して暮らせる環境づくりのため、社会全体で子どもたちを支えることが必要です。

様々な困難な状況に置かれている人々への対応

単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などの中で貧困に陥る層が増加しています。女性は、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として貧困など生活上の困難に陥りやすく、また、障がいがある女性や日本で働き生活する外国人女性などは、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくありません。

家庭や地域における男女共同参画の推進や女性が働きやすい就業構造への改革など男女共同参画の推進が、様々な困難な状況に置かれている人々への対応にとって不可欠です。

女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要課題であることから、暴力を容認しない社会的認識の徹底等根絶のための基盤整備とともに、防止対策や被害者支援など、女性に対する暴力の様々な形態に応じた根絶のための幅広い取組を総合的に推進することが必要です。

地域における身近な男女共同参画の推進

地域社会における人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の家族形態の変化などの中で、地域力を高めていくためには、女性も男性も誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要であり、また、人々に最も身近な暮らしの場である地域における様々な取組が不可欠です。

以上の5項目を男女共同参画推進における重点的な視点として取り組むこととしています。

北海道の基本的理念

北海道の基本理念は、北海道男女平等参画推進条例（平成13年北海道条例第6号）第3条において、次のとおり定められています。

- (1) 男女平等参画の推進は、男女が共に一人の自立した個人として尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。
- (2) 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。
- (3) 男女平等参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、道における政策又は事業者における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。
- (4) 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族に一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。
- (5) 男女平等参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女平等参画の推進は、国際社会における取組を踏まえながら行わなければならない。

滝川市男女共同参画計画の策定にあたって

策定の趣旨

滝川市男女共同参画計画は、男女が互いにその人権を尊重し、職場・学校・地域・家庭のあらゆる場所で、自らの意思により社会のあらゆる分野での活動に参画し、男女が平等に利益を享受することと併せて共に責任を担うことを目的に、男女共同参画社会の実現に向けて取り組む施策の基本的な考えや方向を示し、官民一体となり総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

男女が共に生き生きと安心して暮らせる社会を実現することは市民全ての願いですが、現実には「男性は仕事、女性は家庭」という性別による固定的な役割分担という意識が残っており、女性の社会参画への影響を与えているのが現状です。

国の男女共同参画社会基本法第14条第3項において、「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（中略）を定めるように努めなければならない」とし、市町村に努力義務を課しています。

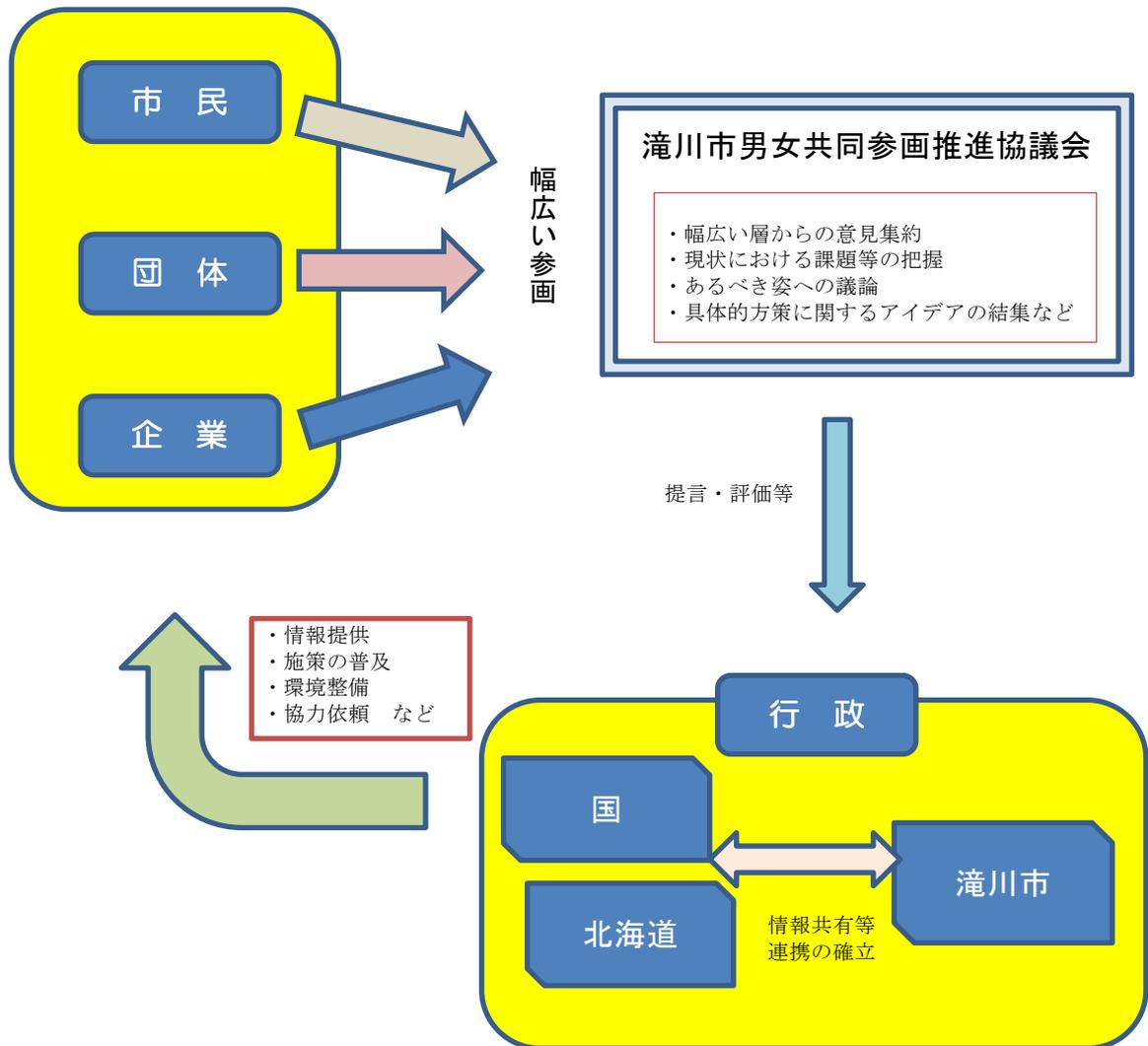
滝川市では、男女共同参画社会基本法に基づき男女共同参画計画を策定することとしました。計画づくりにあたっては、「男女」が「共同」して、仕事に、学校に、地域に、家庭に参画していくことが重要となります。そこで、計画策定の資料として社会への参画の現状等をアンケート等により把握し、その結果について計画書づくりの参考とした上で計画を策定しました。

計画の期間

平成25年度から平成34年度までの10年間としますが、計画期間中においても必要に応じて見直しをすることとします。

計画の推進体制

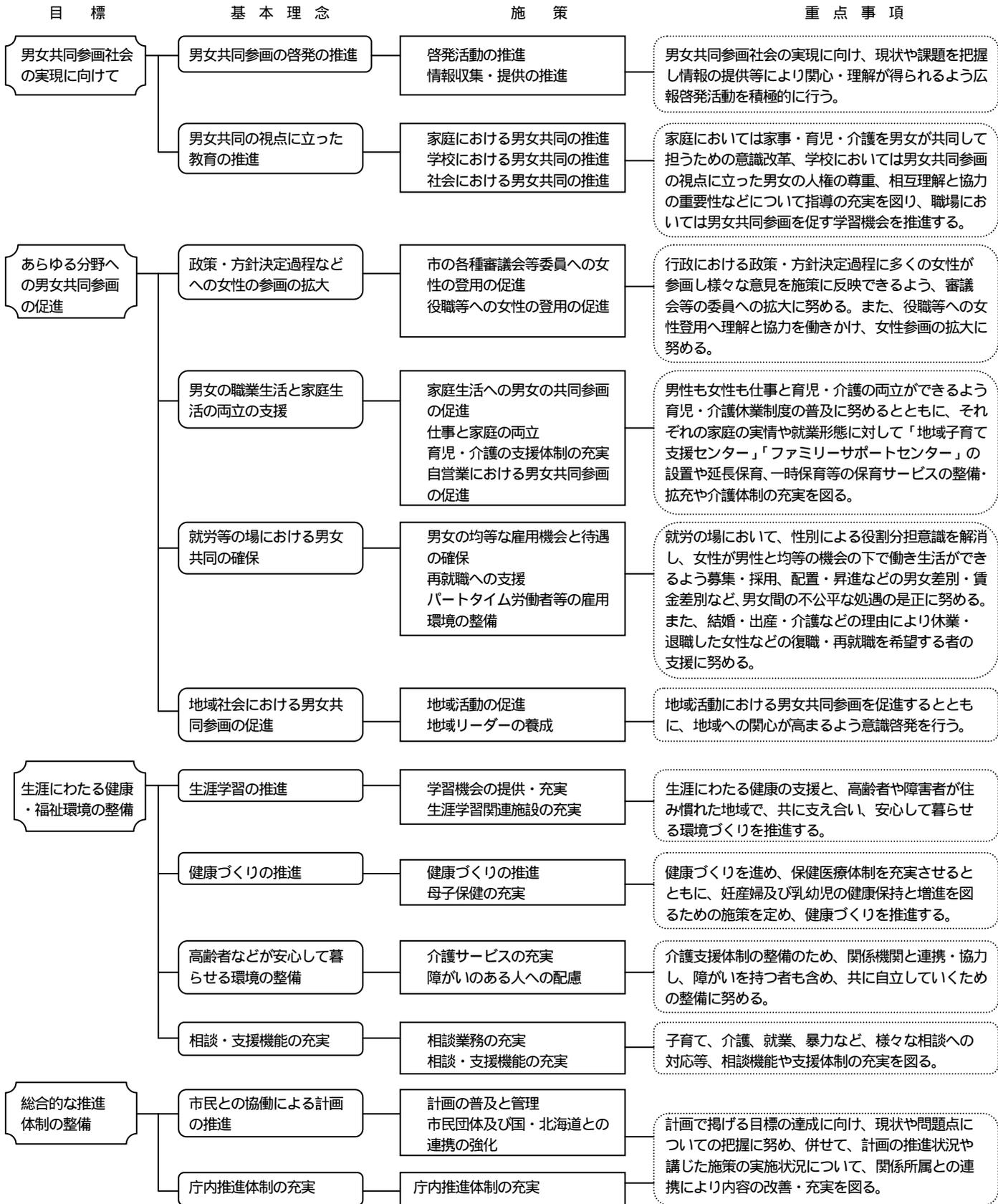
男女共同参画の推進にあたっては、全庁的な取組が必要であることから、計画を総合的に推進するため、庁内の組織体制の確立を図り、国及び北海道との連携を密にし、情報の共有と連携を図るとともに、滝川市男女共同参画推進協議会との協力体制を図り計画の推進に努めます。



計画の推進と管理

計画に基づく施策の推進について、適宜、推進状況を確認するとともに、必要に応じて、計画期間中においても計画の見直しを図ります。

滝川市男女共同参画計画基本体制及び重点事項



目標 1

男女共同参画社会の実現に向けて

基本理念 1

男女共同参画の啓発の推進

施策 1 啓発活動の推進

- ・男女共同参画週間の活用

現状と課題

仕事・家庭・地域におけるバランスのとれた生活への転換が必要とされることについて、理解を求め重点的に啓発を進めることが必要

「男女共同参画週間」を活用し、男女共同参画の理念や理解を深める取組として、時代に反映した情報の周知と啓発活動に努めます。

毎年6月下旬に実施している「男女共同参画週間」においては、市民一人ひとりが男女共同参画に関する認識をさらに深めるために、男女共同参画社会や女性の権利などについての有益な情報を収集し、情報誌やパンフレット等を活用して周知・啓発を行うなど理解と協力を促します。

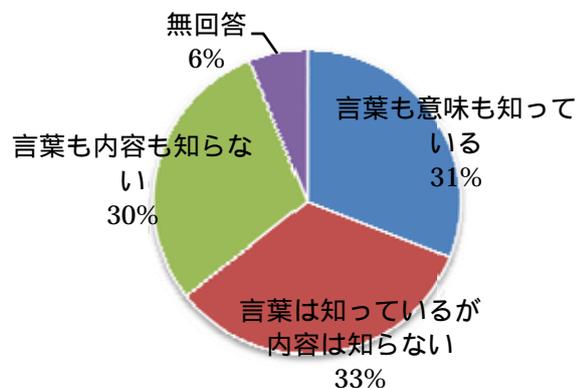
男女共同参画週間

趣旨 男女が互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、「男女共同参画週間」を設ける。

この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施する。

期間 毎年6月23日から6月29日までの1週間

【男女共同参画の認知度について】



【市民アンケート結果より】

・男女共同参画の認知度の拡大

男女共同参画の認知度を高めるために、地域活動を行う団体などと連携し、啓発や研修機会などを活用し、男女共同参画の意識の高揚を図るとともにPRに努めます。

現在、滝川市男女共同参画推進協議会と連携して開催している「男性の料理教室」や「親子救命救急講習会」では、男性も女性も家庭や社会への進出が図られることを目的に料理づくりや救命措置などの実体験から男女共同参画への意識を高めています。

さきに行ったアンケートの「滝川市における男女共同参画の認知度」では、「言葉も内容も知らない・無回答」が36%を占めていました。

このことから、男女共同参画に対する関心や理解をさらに深めるために男女の役割・位置付けなど世代に関係なく多くの市民の認知度が高まるような取組を展開します。

施策2 情報収集・提供の推進

昨今の情報化社会では、メディアがもたらす情報が社会に与える影響は大きく、固定的な性別役割分担意識に捉われることのないように十分配慮する必要があります。

これを踏まえ、男女共同参画に関する情報の収集・提供の充実を図り、各種団体や企業などへの情報提供を行います。

男女共同参画について、各種団体や企業などと協力してPR活動に努めるとともに、男女共同参画への推進を図るためにグループ・団体などへの情報提供を行い、それぞれが取り組む活動を支援します。

北海道や他の市町村で活動する団体などと連携を図りながら、各地で開催される催し物などにも積極的に参加し、最新情報の収集と提供に努めます。

基本理念2

男女共同の視点に立った教育の推進

施策1 家庭における男女共同の推進

・性別による家庭における慣習の見直し活動

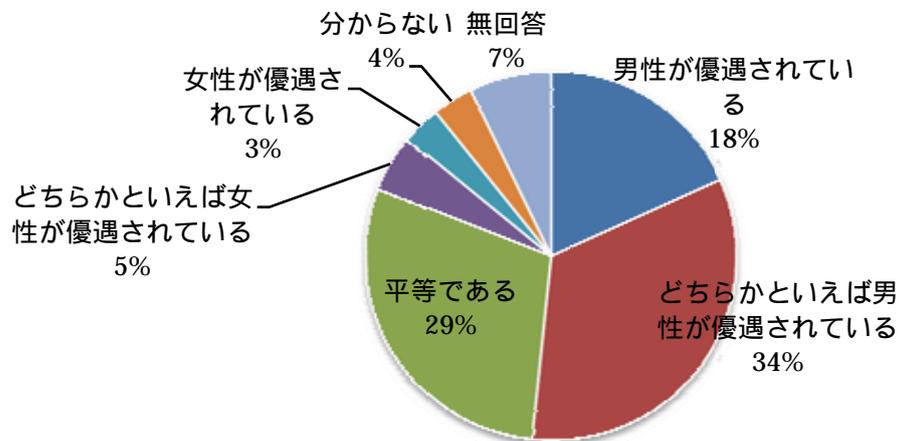
家庭内における固定的な性別役割分担意識に捉われない個の尊重の重要性についての啓発活動を推進します。

家庭内における育児・介護・家事などは、一般的に無償労働と捉えられ、生活の中では欠くことができないものであり、これに係る責任は男女が共に担うことが求められます。

北海道で行った意識調査の「男性が家事・子育て・教育などに参加するために必要なこと」においては、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が6割以上を占めています。

男性は仕事、女性は家事・育児という従来からの認識に捉われることなく、男女が協力して家族一人ひとりの人権を尊重し、互いに支え合う意識を培い、責任を共に担っていくよう、保護者などを対象に、男女共同に基づいた家庭教育に関する学習の機会を推進し、家庭への参画を促します。

【家庭生活における男女の地位などの平等感について】



【市民アンケート結果より】

・家事・育児・介護などにおける男女共同の推進

性別による家庭における慣習の見直しを図ることにより、家事・育児・介護などを男女が平等に共同して担っていく意識を育てていくことが重要となります。

特に共働きが多くなった現在、家事・育児・介護など毎日関わってくることについては、男女の共同作業として位置付け、相互協力し実践することで女性への負担の軽減が図られるとともに、お互いの人権が尊重され趣味などへの時間の活用が図られるよう協力体制の充実を推進します。

施策2 学校における男女共同の推進

・家庭科教育の推進

男女が平等に参画して家庭を築いていくという視点から、家庭科教育において家事・育児・介護などに関する教育内容の充実を支援します。

学校における家庭科授業などにおいて、男女共同参画の理解を深めることにより、将来において社会参画する中での男女の相互協力の必要性を認識し、家庭生活における家事・育児・介護などの協力体制が求められることについての男女共同参画の理解が得られることを目指し、教育を推進します。

・学校教育における男女共同の推進

児童生徒の発達段階に応じた人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて、指導の充実を図り教育活動全体を通じて個人の尊厳と、男女共同に関する教育を推進します。

また、学校教育において、児童・生徒に男女共同参画への理解が得られるよう教育を推進します。

施策3 社会における男女共同の推進

・男女共同参画の学習会等の推進

男女が生涯を通じて、個人の尊厳と男女平等の意識を高めるとともに家庭生活の大切さを認識するような学習機会の充実を図ります。

生涯学習講座や社会教育講座、個々のグループ活動などにおける学習機会を活用した研修会や女性の社会参画を推進する養成事業などにより、男女共同参画社会に関する正しい理解を促します。

・男女共同参画社会づくりへの協力

男性も家事や育児、介護などの生活知識などを習得するための学習講座などを推進します。

また、PTAや青年団体、経済団体などの民間団体に男女共同参画社会づくりの推進について協力を促します。

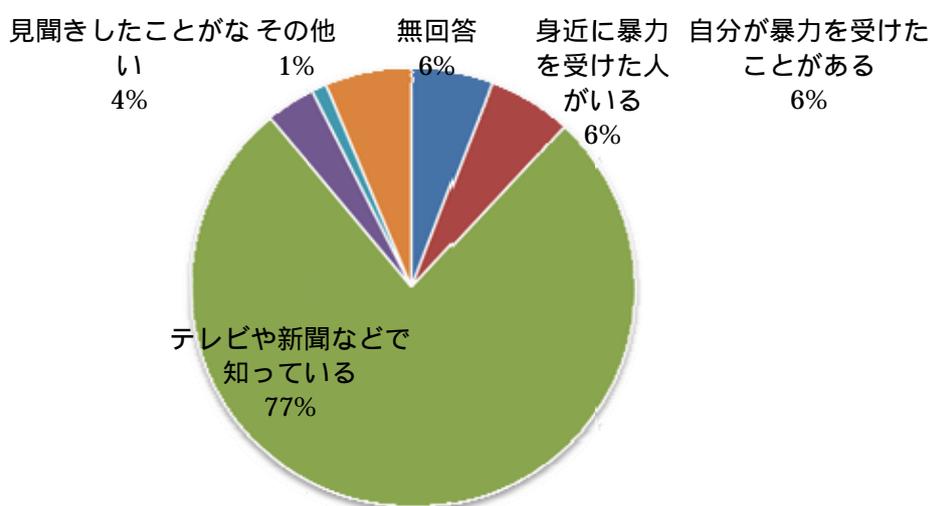
各種団体に対し、男女共同参画に対しての理解と協力を求めることとし、家庭や社会生活における男女協力体制の確立を目指し、お互いの人権を尊重するとともに、共同による社会参画への体制づくりの構築を推進します。

・ 女性への暴力等の根絶についての認識の浸透

女性への暴力等に関する実態を把握し、社会的関心を喚起するとともに、セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、性犯罪など、性の尊重を阻害する要因を取り除くための意識啓発や社会的認識の徹底に努め、広報・啓発を行うなど地域ぐるみでの防止に努めます。

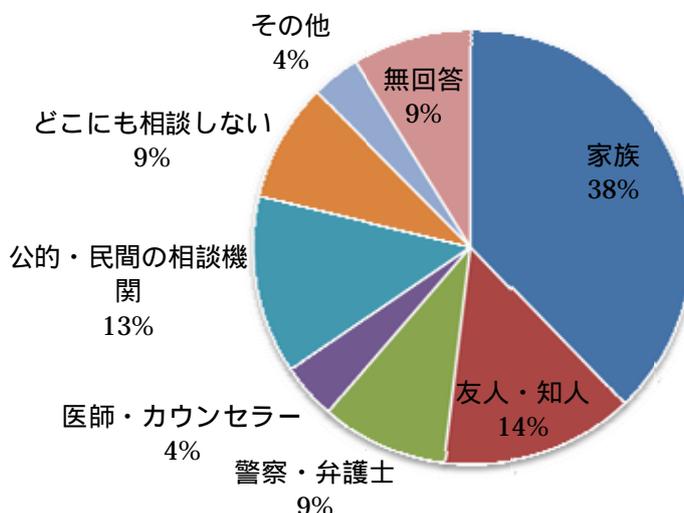
被害者からの相談体制の充実や民生委員など地域との連絡体制を密にし、被害者の早期発見や民間団体が運営しているシェルターなどを活用した保護体制の充実などによる連携を図り被害者の保護に努めます。

【配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）について】



【市民アンケート結果より】

【もしあなたが配偶者からの暴力にあったときは、どこ（誰）に相談しますか】



【市民アンケート結果より】

目標 2

あらゆる分野への男女共同参画の促進

基本理念 1

政策・方針決定過程などへの女性の参画の拡大

施策 1 市の各種審議会等委員への女性の登用の促進

・女性の登用の促進

各種審議会等委員への女性の登用においては、女性の行政施策に対する関心を高めるとともに、女性の目から見た行政への様々な意見・要望などを聴く機会を設けるなど、滝川市の将来を考える場としての各種審議会等への女性の積極的な登用を図ります。

北海道においては、平成 29 年度までに審議会等への女性の登用率の目標を 40%に定めています。

滝川市においては、各種審議会等への女性の登用について、平成 25 年度までに 30%を目標に掲げており、現在取り組んでいるところです。今後においては、状況を見極めた中で目標値を定め、関係所管との連絡を密にし、情報の共有を図りながら女性の登用を推進します。

・人材リストの作成による委員などへの登用の促進

滝川市における各種審議会への女性の登用について、市内各地域からの情報の収集に努め、地域で活躍している女性の人材リストを作成し、審議会等の委員への登用のための参考資料として活用するなどし、女性の登用への促進を図ります。

また、各課との連携を図り、滝川市在住で多方面において活躍している女性の人材リスト作成を積極的に行い、女性登用に活用するためのシステムづくりの構築を図ります。

施策 2 役職等への女性の登用の促進

・役職等への女性登用の拡大促進

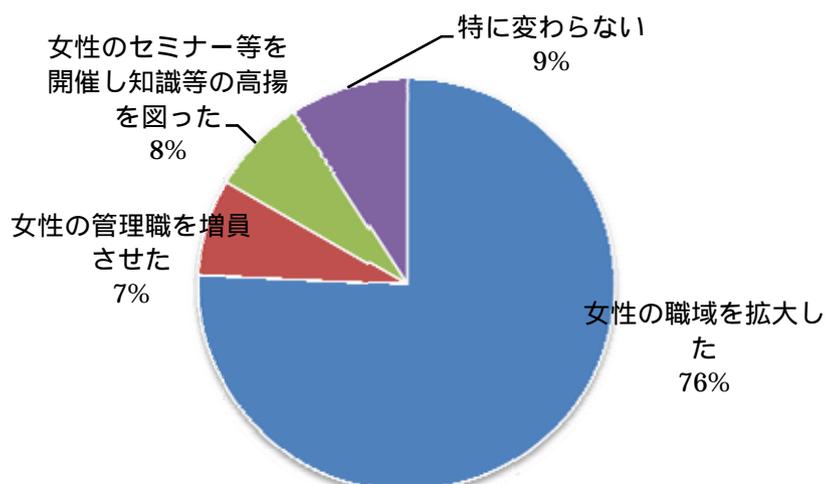
男女の性別に関係なく、職員が職務に必要な能力や意欲を高めるため、各自の可能性を伸ばす自己啓発への支援や研修機会の提供を図るとともに積極的な人材育成及び管理職への登用に努めます。

従前より男性の職場として固定的な職場について、女性の積極的な登用を促すなどの働きかけを行い、職域の拡大を図るとともに、研修の機会を活用し女性の積極的な参加を求め、職場における意識の高揚とともに役職等への女性の登用拡大を図ります。

現状と課題

男女の参画についてのあらゆる分野での偏りがあることから、男女の家庭生活、職業生活、地域生活のバランスのとれたライフスタイルへの転換の支援・女性に対するあらゆる暴力の根絶の推進が必要

【職場の配置及び昇格について】



【事業所アンケート結果より】

・ 企業等における方針決定等への参加

企業や各種団体などにおいて、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性参画を拡大されるよう理解と協力を求めることを推進します。

基本理念2

男女の職業生活と家庭生活の両立の支援

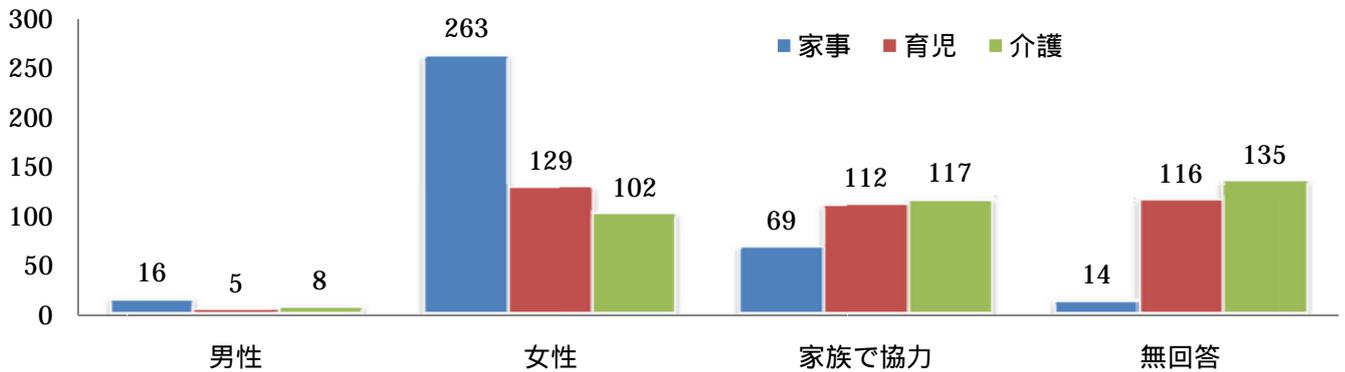
施策1 家庭生活への男女の共同参画の促進

家事・育児・介護などへの男女共同参画への意識の啓発を行います。

社会生活・学校教育における男女共同の意識の高揚を図るとともに、家庭内における固定的な性別役割分担意識に捉われない個人を尊重した家庭のあり方について再認識するよう促します。

性別にかかわらず、家庭生活における家事・育児などへの積極的な参加を促すため、講演会・フォーラムなどの開催や情報誌・リーフレットなどを活用した啓発活動を行い、家庭生活への男女共同による参画を推進します。

【あなたの家庭の家事等について】



【市民アンケート結果より】

施策2 仕事と家庭の両立

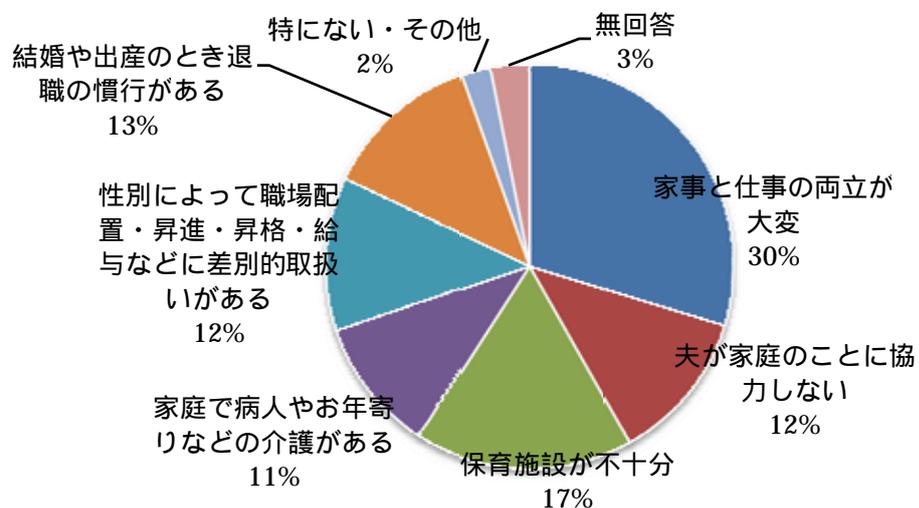
- ・家庭における男女の協力体制の強化

女性の社会参加や職場復帰が多くなった現在、特に求められるのが家庭における男女の共同作業であり、互いの協力が不可欠となります。

アンケート結果においても、女性が仕事を続けていくことで障害となるものとして「家事と仕事の両立が大変」が3割、「夫が家庭のことに協力しない」が1割強を占め、男女の協力体制の必要性が浮き彫りになりました。

仕事と育児・介護など家庭生活との両立に関する意識啓発を進め、男女の協力体制の強化に努めます。

【女性が仕事を続けていく中で障害となっていると思われることについて】



【市民アンケート結果より】

・企業等における性別役割分担意識の改革

企業などにおける仕事優先の組織風土を変え、働き方の見直しや固定的な性別役割分担意識の見直しを進めるための意識啓発を行います。

また、家庭生活と調和した職業生活が行われるよう、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得を推進するよう働きかけます。

男女労働者に対する育児及び介護休業・休暇等の取得促進に向けた職場環境の整備や、固定観念による性別役割分担意識の改革を促します。

施策3 育児・介護の支援体制の充実

・子育て支援の整備、拡充

子育ての不安や悩みに対する相談や支援体制の充実を図ります。

仕事と育児の両立を支援するための事業の充実や、共働き家庭の小学校低学年児童などへの対策を推進します。

滝川市においては、滝川市こどもプランを平成17年度に策定し、平成21年に制定した「滝川市の未来を担うこどもの子育て・子育て環境づくりに関する条例（通称：こども未来づくり条例）」の3つの基本理念に基づき基本的な視点を定め、計画を推進します。

子育て支援の充実として、保育所については市内に6か所あり、乳児保育・障がい児保育・一時保育・延長保育・病後児保育・休日保育を実施していますが、今後より一層の充実を図ります。

また、児童への支援としては、7か所の児童館・児童センター及び4か所の放課後子ども教室や、滝川市と滝川市留守家庭児童を持つ親の会との協働で運営する「たきかわ学童クラブ」において、子どもたちが安全で安心して生活できる場を提供し、学校や地域団体との連携により、児童の健全育成に努めます。

◆ **滝川市の未来を担うこどもの子育て・子育て環境づくりに関する条例の基本理念**

第3条 子育て・子育て環境づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 家庭、地域、学校等、企業及び市が、こどもの健やかな成長を保障するため、お互いに連携し、及び協働し、子育て・子育て環境づくりに努めること。
- (2) 未来を担うこどもが健やかに育ち、その心を育む居場所づくりに努めること。
- (3) こどもの視点のまちづくりに努めること。

・介護支援体制の充実

高齢化が進行している中で、高齢者の単身世帯の割合も著しく増加しており、介護にあたる人も女性が多いことから、高齢者に関わる問題は重要です。

今後、高齢化が急速に進む中で、介護にあたる人材の確保と養成・資質向上に努めるとともに、介護体制の充実を目指し施設整備などを図ります。

滝川市においては、◇通所介護事業、◇訪問介護事業、◇介護老人福祉施設、◇介護老人保健施設など、入浴・食事等の介助やリハビリなどの機能訓練を行う事業や施設があり、介護の支援体制の充実を図ります。

- ※ ◇通所介護事業～〈デイサービス〉健康チェック、入浴、食事、リハビリの提供等の日常生活上の世話、機能訓練を行う。
- ◇訪問介護事業～〈社会福祉協議会など〉ホームヘルパーが居宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護等、日常生活上の世話、掃除、洗濯、通院等のための乗車又は降車の介助等を行う。
- ◇介護老人福祉施設～〈特別養護老人ホーム〉入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会的生活の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とした施設
- ◇介護老人保健施設～〈ナイスケアすずかけ〉症状が安定している人に対し、機能訓練・健康管理等を行い、入所者対し、リハビリテーション、日常的介護の提供を行うことにより、在宅復帰を目指した施設

施策4 自営業における男女共同参画の促進

・一時保育・介護等のサービスの整備

自営業など家族単位で経営される企業では、女性が仕事も家事・育児介護等も担うという負担が課せられる面があり、子育てにおける保育事業などの充実や介護における事業の充実を図ります。

子育てにおいては、◇延長保育、◇一時預かり保育、◇病後児保育、◇産休明け保育を実施し、保育サービスを実施しています。

今後においては、支援体制の強化として、利用者のニーズに応じた子育ての支援体制を推進します。

介護においては、介護施設に短期間入所し、介護の支援を受ける◇短期入所サービスの支援体制を図っております。

今後においても、短期入所などの介護における支援サービスについて、近隣市町との連携を図り、支援の拡充を図ります。

また、仕事と家庭を両立させるには、家族の協力が不可欠であることから、家庭内における固定的な性別役割分担意識に捉われない協力体制を推進します。

- ※◇延長保育～通常保育の時間を延長して児童を預かる保育事業
 - ◇一時預かり保育～家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を一時的に預かる保育事業
 - ◇病後児保育～市内の認可保育所に通所中の児童等が病気の回復期であり、集団保育を受けることが困難な期間、対象となる児童を一時的に預かる保育事業
 - ◇産休明け保育～生後43日目から児童を預かる保育事業
 - ◇短期入所サービス～要介護認定を受けている者が、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの介護保健施設に短い期間入所するサービス

基本理念3

就労等の場における男女共同の確保

施策1 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

- ・就労における男女の不公平な処遇の是正

就労の場における性別による固定的な役割分担の解消に向けた啓発を推進します。

職場における募集・採用、配置・昇進などについて、男女平等を目指すために、男女雇用機会均等法や労働基準法に基づく働く女性の母性保護規定など、関係する法や制度の周知に努めます。

女性の積極的な活用と、就業分野の拡大や男女労働者間の格差を解消するため、女性の能力発揮に向けた取組が促進されるよう、関係機関と連携して啓発を推進します。

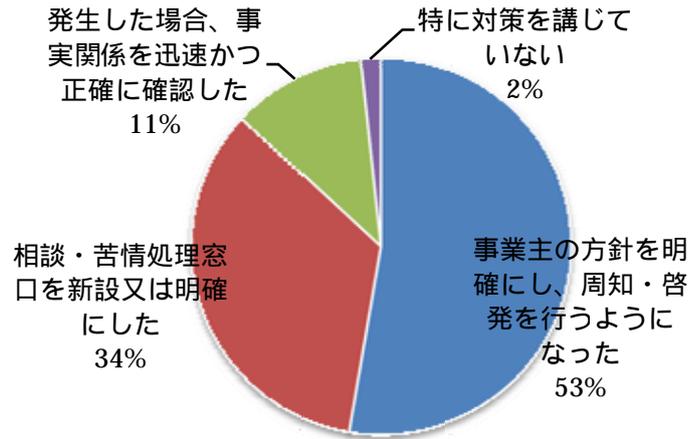
- ・セクシュアル・ハラスメントの認識

男女雇用機会均等法の規定に基づき、セクシュアル・ハラスメントについての認識を高め、防止対策などの周知を図ります。

企業や地域・家庭などにおけるセクシュアル・ハラスメントの被害を防止するため、相談体制の整備や担当職員の知識向上・意識啓発などに取り組みとともに、被害者の一時保護、自立支援についても積極的に活動している民間団体（民間シェルター・母子生活支援施設等）と連携を深めながら、被害者への支援体制の充実を図ります。

また、国や関係団体などからの情報提供により、被害の未然防止に向けた取組を推進します。

【職場におけるセクシュアル・ハラスメントについて】



【事業所アンケート結果より】

施策2 再就職への支援

- ・休業・退職女性への再就職の支援

再就職を支援するために、関係機関からの情報や制度の周知徹底に努めるとともに、再就職に向けた資格・免許の取得などの情報提供に努めます。
子育てなどの理由による休業又は退職した女性に対して、再就職の機会を与えるための支援として、ハローワークなど関係機関との協力による求人情報の提供や退職時におけるパソコン技術などの習得情報の提供を促します。

施策3 パートタイム労働者等の雇用環境の整備

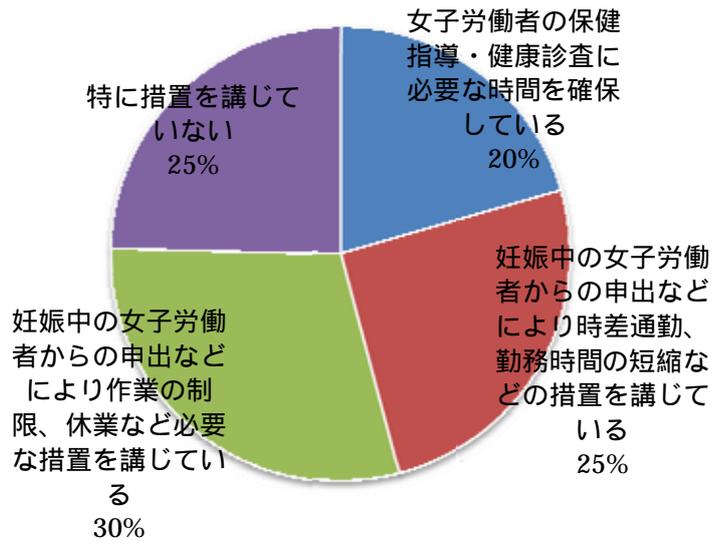
- ・待遇の確保

パートタイム労働者等と正規労働者との均衡のとれた待遇の確保を実現するために、各種の情報提供・相談・援助を促します。
また、パートタイム労働の求職者に対する能力開発について、スキルアップセンター等と連携し充実を図ります。

- ・就労時間・福利厚生の実施

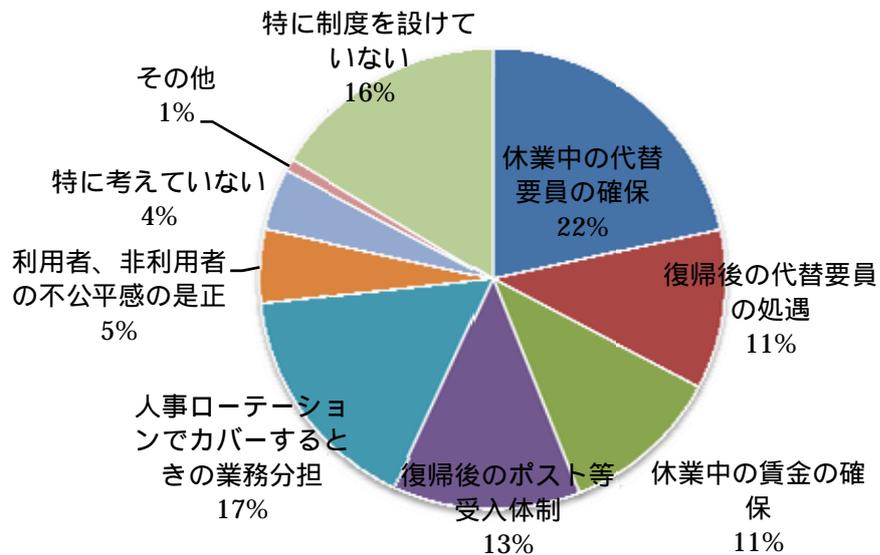
家庭と仕事の両立を図るための就労時間の遵守など長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得、育児・介護制度の定着促進を促し、健康を保持しつつ働きやすい環境づくりの推進に努めます。
企業が従業員とその家族の福利厚生を充実させるために設けた保険、住宅、教育などへの諸手当の制度や、社員旅行や忘年会、新年会などの社員や家族相互の親睦の充実を促します。

【母性保護の強化について】



【事業所アンケート結果より】

【今後、育児・介護休業制度が定着するために、どのようなことが必要か】



【事業所アンケート結果より】

基本理念4

地域社会における男女共同参画の促進

施策1 地域活動の促進

P T A、町内会など各種団体等の地域活動における男女共同参画を促進するとともに、方針決定の場への女性の参画を促します。

地域社会への女性の進出を促すため、職場優先の考え方を見直し、地域への関心を高め参加への意識高揚を図ります。

また、N P Oなどが行う市民活動への参画を促すための啓発活動を支援します。

子どもたちを見守るための地域活動として、家庭、地域、学校など、企業及び市が子どもの健やかな成長を見守るために、互いに連携・協働し、地域の子どもは地域で育てる環境づくりに努め、子育て支援サービスの充実を図ります。

地域の子育て応援の輪を広げるための事業として、◇ファミリーサポートセンター事業、◇地域子育て支援センター事業、◇放課後こども教室事業、◇放課後児童クラブ事業（たきかわ学童クラブ）、◇児童館事業などにより、子育てに関する専門職や多様な団体・サークル等と協働しながら、子育てに係る環境づくりを推進します。

※◇ファミリーサポートセンター～育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、地域の中で助け合う会員組織

◇地域子育て支援センター～地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域支援活動を実施

◇放課後こども教室事業～退職者や高齢者などが地域における子育ての担い手として活躍できるよう支援するとともに、地域の方々にボランティアとして参画いただき、子供の安全管理面に配慮した様々な放課後活動を実施

◇放課後児童クラブ事業（たきかわ学童クラブ）～昼間、就労等の理由で留守家庭となる小学校の低学年児童に生活の場を提供

◇児童館事業～児童館において児童に健全な遊びを提供

施策2 地域リーダーの養成

女性が地域活動でリーダーとして活躍することができるよう地域と行政が連携して、リーダー養成のための研修機会の充実を図ります。

北海道における地域リーダーネットワークづくりの支援を受けるなど関係機関との連携を図り、地域や団体におけるリーダーとして目的に応じたリーダー養成講座を推進し、リーダーの養成に努めます。

目標 3

生涯にわたる健康・福祉環境の整備

基本理念1
生涯学習の推進

施策1 学習機会の提供・充実

- ・人がいきいきと活動できる生涯学習社会の実現

現状と課題

多様な学習機会の拡充が必要と考えることから生涯にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所において学習し、成果を生かす学習環境の整備による生涯学習社会の形成が必要。また、健康寿命を保つための支援及び保健・医療機関や従事者が地域により偏在していることから道内のどこでも必要な保健医療サービスが受けられる体制の整備が必要

生涯にわたる学習活動を円滑・効果的に行えるよう、北海道・関係機関・民間団体などと連携・協力して、学習機会の提供を推進します。

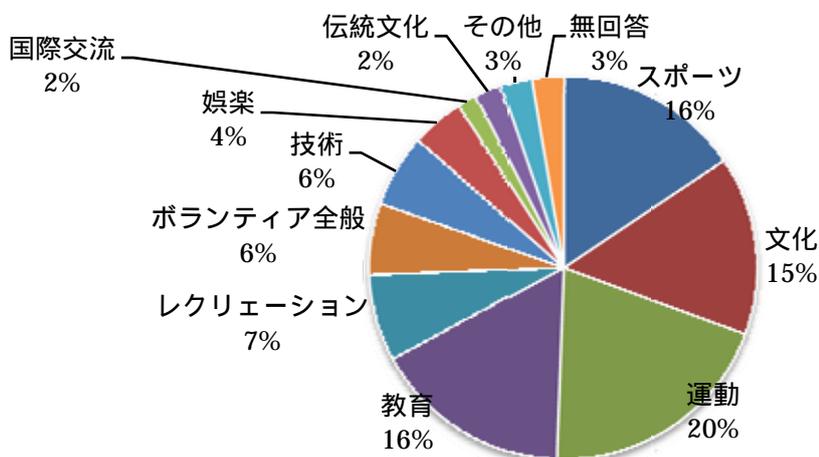
併せて、生涯学習振興会、福寿大学、老人クラブ等と連携を図り、自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習活動及び芸術文化活動を推進します。

- ・学習機会の充実

「だれもが・いつでも・どこでも」学ぶことができ、生涯学習・芸術文化・スポーツの各活動の充実を図るため、まちづくりセンターやコミュニティ施設・学校・図書館など身近な場における学習機会の提供に努めます。

家事・育児などから解放された時間や退職後の生活の中での時間を活用した趣味や習い事・スポーツなど多彩な活動を行い、有意義な生活を送ることを推進します。

【生涯学習としてどのような習い事や趣味の活動をしていますか、あるいはしたいですか】



【市民アンケート結果より】

施策2 生涯学習関連施設の充実

・地域活動拠点の整備

地域住民が活用するためのまちづくりセンター・コミュニティ施設などの機能の充実を図り、住民が利用しやすいように学習の場を確保するなど環境づくりに努めます。

コミュニティ施設などを活動拠点としたサークル活動や、趣味を活かした講座の開設など、多様なニーズに対応するための施設の整備に努めます。

基本理念2

健康づくりの推進

施策1 健康づくりの推進

・地域における健康づくりの推進

誰もが生涯にわたり健康に暮らせるよう生活習慣の改善を促すとともに、健康づくりのための取組を支援します。

また、生涯にわたっての健康保持に関し、安心して相談できる体制づくりを推進するとともに、地域における研修会の開催や相談、指導の実施などにより健康増進を図ります。

また、多くの方が手軽にできる健康維持を目的とした「健康づくりウォーキング」をはじめ、市民が気軽に運動に取り組める環境を作ります。

・定期健康診断の促進

心身の健康管理や病気予防の啓発に努めるとともに、健康診断、健康相談、予防対策の充実を図ります。

特定健診・特定保健指導・がん検診などを受けることにより、自分の健康管理に気を配り、病気と生活習慣との関連を理解し、生活習慣の改善を自ら行えるよう支援します。

また、日頃から健康な生活を送るために、成人・高齢者の健康診査・健康教育、健康相談、家庭訪問などの促進に努めます。

施策2 母子保健の充実

・妊産婦及び乳幼児の健康保持

妊産婦及び乳幼児の健康診断や、保健指導などの母子保健事業の充実に努めます。

また、母子の健康相談・指導をするとともに、関係機関と連携を図り、母子の健康維持・増進に努めます。

妊婦の健康相談や栄養相談を行う妊婦健康相談、妊娠・出産・産後の過ごし方について学ぶマタニティクラス、幼児を対象とした健康診査・相談・歯科検診などを実施します。

基本理念3

高齢者などが安心して暮らせる環境の整備

施策1 介護サービスの充実

・介護予防・生活支援

介護予防・生活支援策の充実を図るため、介護予防に資する事業や相談窓口などを実施することにより、介護負担の軽減及び高齢者の自立支援を推進します。

また、健康でいきいきとした生活を送るため、健康づくりや介護予防の施策を推進します。

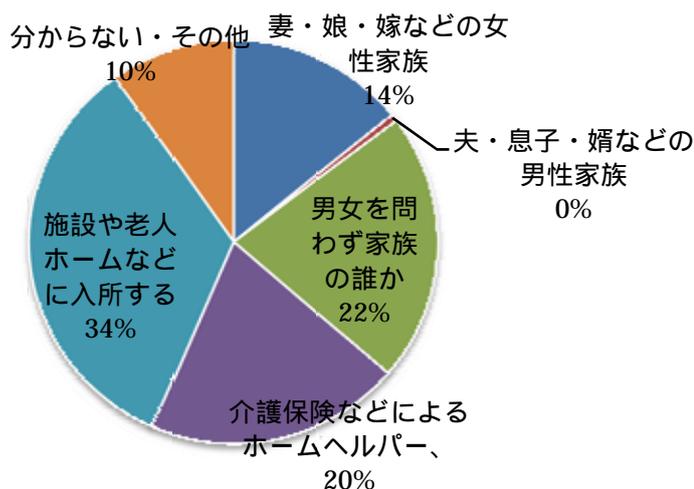
高齢者が生きがいに満ち、安心して健やかに暮らせる地域社会の実現に努めます。

・介護休業を取得しやすい環境の整備

男性でも女性でも介護休暇を取得しやすい環境にするため、事業所において、育児・介護休業制度の導入を図り、介護休業などを取得しやすい環境・福利厚生整備に努めるよう促します。

※育児・介護休業制度とは、労働者が育児や家族の介護のために一定期間休業できる制度です。

【介護が必要になったときに誰に面倒を見てもらいたいですか】



【市民アンケート結果より】

施策2 障がいのある人への配慮

- ・障がい者が地域で安心して暮らせる環境づくり

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人が社会参画できるための環境づくりに努めます。

障がいのある人が社会へ参画するための支援施設として◇就労継続支援事業所、◇地域活動支援センター、◇重症心身障害児(者)施設があり、施設においてそれぞれの目的に応じた指導を行い、社会参画への意識向上を図ります。

また、障がい児や障害者の家族の社会参加を支援するため、◇児童発達支援、◇放課後等デイサービス、◇日中一時支援などの障がい福祉サービスの活用を推進します。

※◇就労継続支援事業所～〈ほほえみ工房・若草友の会・更生園・新生園〉
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。

◇地域活動支援センター～〈身体障害者福祉センター〉地域生活支援事業に位置付けられる、障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

◇重度心身障害児(者)施設滝川通園事業所～〈たんぽぽの家〉重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童等を通所させて、日常生活の支援等をするを目的とします。

◇児童発達支援～〈こども発達支援センター〉障がい児を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

◇放課後等デイサービス～〈トータルサポートリアルなど〉就学している障がい児が授業の終了後又は休業日に通所して、生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。

◇日中一時支援～障がい児や障がい者の一時預かりの場や日中における活動の場を提供し、障がい者等の家族の就労支援や一時的な休息を支援します。

ノーマライゼーションとは

障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

また、それに向けた運動や施策なども含まれる。

基本理念4

相談・支援機能の充実

施策1 相談業務の充実

現状と課題

相談内容が多様化していることから、関係機関等と連携、協力して相談機能や支援体制の充実を図ることが必要

男女が共に自立し、充実した生活を送るためには、男性も女性も自らが考え行動することが大切です。

労働問題、多重債務問題、交通事故問題などの法律相談や心配ごと相談、消費生活相談、母子家庭等相談、いじめ相談など、様々な相談に対応できる体制づくりに努めていますが、近年市民から寄せられる相談は、広範多岐にわたり内容も多様化していることから、各種相談窓口で、指導や助言などを行うための相談業務の充実を図ります。

施策2 相談・支援機能の充実

育児・介護をしながら働き続ける労働者に対して、仕事と育児・介護に関わる相談体制づくりに努めます。

配偶者・パートナーなどからの暴力による被害者の相談に対し、関係機関との連携を図り、適切な対応に努めるなどの支援機能の充実を図ります。

目標4

総合的な推進体制の整備

基本理念1

市民との協働による計画の推進

施策1 計画の普及と管理

- ・現状や問題点の把握

現状と課題

広範多岐にわたる関連施策を総合的、かつ、効果的に推進する必要があることから国・市町村、道民・団体等との連携・協力を進めることが必要

男女共同参画計画の策定後において、滝川市・滝川市男女共同参画推進協議会及び関係機関団体との連携を図り、男女共同参画計画の施策実施状況の検証を行い、現状や問題点の把握に努め、必要の都度、計画書の内容を見直します。

北海道や近隣市町村、関係団体との連携を図り、男女共同参画事業への参加や情報収集を行い、現状や問題点の把握に努めるとともに、事業のより効果的な展開を図り、計画の普及と管理に努めます。

施策2 市民団体及び国・北海道との連携の強化

男女共同参画を推進する団体に対し、国・北海道などが発信している情報の収集・提供などを行い、施策に反映させるほか、団体相互の交流や情報交換などのネットワークづくりを促進するなど、市民との協働による地域社会づくりを推進します。

基本理念2

庁内推進体制の充実

施策1 庁内推進体制の充実

計画を推進していく上で、庁内における関係所管との連携を図るとともに、全庁を挙げた取組として、推進体制を確立していきます。

計画の実施にあたって、関係所管との連携を密にし、進捗状況を把握しつつ、施策の見直し等が必要な場合はその都度協議を重ね、計画書の内容を再検討するなど、現状に沿った計画として整備していきます。

参 考 資 料

1	男女共同参画社会基本法	・ ・ ・ ・ ・	2 7
2	北海道男女平等参画推進条例	・ ・ ・ ・ ・	3 3
3	滝川市男女共同参画推進協議会規約	・ ・ ・ ・ ・	3 9
4	滝川市男女共同参画計画策定検討会議設置要綱	・ ・ ・ ・ ・	4 2
5	滝川市男女共同参画計画策定検討会議委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	4 3
6	滝川市男女共同参画計画策定の経過	・ ・ ・ ・ ・	4 4
7	各種相談窓口一覧	・ ・ ・ ・ ・	4 5

1 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号
改正：平成11年7月16日法律第102号
平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条 第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条 第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条 第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連携しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思に

よって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関

し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の

促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るため必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法 (平成 9 年法律第 7 号) は、廃止する。

附 則 (平成 11 年 6 月 16 日法律第 102 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成 11 年法律第 88 号) の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定
公布の日

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律 (第 2 条及び第 3 条を除く。) は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

2 北海道男女平等参画推進条例

平成13年3月30日北海道条例第6号

改正 平成21年3月31日北海道条例第15号

目次

前文

第1章 総則（第1条 第7条）

第2章 男女平等参画の推進に関する基本的施策等

第1節 基本計画（第8条）

第2節 男女平等参画の推進に関する基本的施策（第9条 第17条）

第3節 道民等からの申出（第18条）

第3章 北海道男女平等参画苦情処理委員（第19条 第22条）

第4章 北海道男女平等参画審議会（第23条 第31条）

附則

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下で、我が国における男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条例を軸とした国際的な取組と連動して、法制度を整備することにより進められてきた。

しかしながら、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、表面上は異なる扱いをしていないが結果として一方の性に差別的な効果をもたらすいわゆる間接差別を含めた男女の差別的な取扱い及び社会慣習の上での性別による役割分担意識の問題が社会のあらゆる分野において依然として存在している。

こうした男女平等が完全に実現しているとはいえない状況において、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、緊要な課題である。

このため、私たちは、男女共同参画社会基本法が男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けていることを踏まえながら、都市と広大な農山漁村地域が混在する北海道の地域性に配慮しつつ、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画の推進を図っていくことが必要である。

このような考え方に立って、男女平等参画の推進に積極的に取り組むことにより、男女が平等に社会のあらゆる分野における活動に参画して共に責任を担うとともに政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる男女平等参画社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに道、道民及び事業者の責務を明らかにするとともに、道の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女平等参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画 男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反した性的な言動を行うことにより、当該者の就業等における環境を害して不快な思いをさせること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女平等参画の推進は、男女が共に1人の自立した個人として尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。
- 3 男女平等参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、道における政策又は事業者における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女平等参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女平等参画の推進は、国際社会における取組を踏まえながら行われなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、男女平等参画を推進するに当たっては、国、都道府県及び市町村との緊密な連携を図らなければならない。

(道民の責務)

第5条 道民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に寄与するとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たり、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力する責務を有する。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由として直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画を阻害する暴力的行為(精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。)を行ってはならない。

第2章 男女平等参画の推進に関する基本的施策等

第1節 基本計画

第8条 知事は、男女平等参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女平等参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女平等参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 男女の人権の尊重に関する事項
- (3) 男女平等参画の普及啓発に関する事項
- (4) 道が設置する付属機関の委員等の男女の構成割合に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道男女平等参画審議会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第2節 男女平等参画の推進に関する基本的施策

(道が設置する付属機関等における男女平等参画の推進)

第9条 道は、その設置する附属機関等の委員等を任命する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 道は、男女平等参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に配慮しなければならない。

(道民等の理解を深めるための措置)

第11条 道は、情報提供、広報活動及びあらゆる教育の機会を通じて、基本理念に関する道民及び事業者(以下「道民等」という。)の理解を深めるよう、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、適切な措置を講じなければならない。

(事業者への協力の依頼)

第12条 知事は、必要があると認める場合には、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女平等参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

(調査研究)

第13条 道は、男女平等参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(道民の活動等に対する支援)

第14条 道は、男女平等参画の推進に関し、道民等が行う活動及び市町村が実施する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 道は、道民及び民間の団体が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(推進体制の整備)

第15条 道は、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第16条 道は、男女平等参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

第17条 知事は、毎年、男女平等参画の推進状況及び男女平等参画の推進に関して講じた施策の実施状況について、公表しなければならない。

第3節 道民等からの申出

第18条 道民等は、男女平等参画を阻害すると認められるものがあるとき、又は、男女平等参画に必要と認められるものがあるときは、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切かつ迅速な措置を講ずるものとする。

第3章 北海道男女平等参画苦情処理委員

(設置)

第19条 知事は、道民等からの男女平等参画に関する申出について、次に掲げる事務を

行わせるため、北海道男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置くものとする。

(1) 男女平等参画に係る道の施策についての苦情に関する申出に対し、助言をすること。

(2) 男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、助言をすること。

(3) 第1号の苦情に係る施策について、関係する道の機関に対し、意見を述べること。

（苦情等の申出）

第20条 道民等は、男女平等参画に係る道の施策についての苦情及び男女平等参画を阻害すると認められるものに関し、苦情処理委員に申し出ることができる。

（助言等）

第21条 苦情処理委員は、前条の規定による申出があったときは、申し出たものに対し、助言を行うことができる。

2 苦情処理委員は、前項の申出が男女平等参画に係る道の施策についての苦情であるときは、関係する道の機関に対し、意見を述べることができる。

（知事への委任）

第22条 この章に定めるもののほか、苦情処理委員の事務に関し必要な事項は、知事が定める。

第4章 北海道男女平等参画審議会

（設置）

第23条 男女平等参画の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 知事の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、男女平等参画の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

（組織）

第25条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女いずれの委員の数も委員の総数の10分の4未満であってはならない。

（委員）

第26条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。この場合において、第5号に掲げる者については、委員の総数の10分の4以内とする。

(1) 学識経験のある者

(2) 男女平等参画に関係する団体の役職員

(3) 事業者を代表する者

(4) 市町村の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員

(5) 公募に応じた者

2 知事は、委員の任命に当たっては、特定の地域に偏らないように配慮するものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(特別委員)

第29条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門部会)

第30条 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は平成13年7月1日から、第3章の規定は同年10月1日から施行する。

2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成21年3月31日条例第15号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

3 滝川市男女共同参画推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、滝川市男女共同参画推進協議会(以下「会」という。)と言い、事務局を会長宅に置く。

(目的)

第2条 この会は、性別にこだわることなく男女がそれぞれの個性と能力を發揮して、家族、地域、職場などあらゆるところでお互いに人権を尊重し合い、共に喜びと責任を分かち合える生き生きとした「男女共同参画社会」の実現に向け、豊かな地域づくりに参画することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連携と調整
- (2) 学習活動の促進
- (3) 地域活動の促進
- (4) その他、前条目的達成に必要な事業、ただし、特定政党、宗教の利害関係にかかわる活動はしない。

(構成)

第4条 この会は、第2条の目的に賛同する市内の団体並びに個人会員をもって構成する。

2 この会への入会及び退会について、役員会で決定する。

(役員構成)

第5条 この会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 書記 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監査 2名

2 この会には、相談役を若干名置くことができる。

(役員を選任)

第6条 役員は総会において選出する。

(役員職務)

第7条 役員は次の業務を行う。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 理事は、この会の各種事業を執行する。
- (4) 書記は、この会の事務を行う。

- (5) 会計は、この会の出納業務及び諸帳簿を管理する。
- (6) 監査は、この会の会計を監査し、その結果を役員会及び総会に報告する。
- (7) 相談役は、会長の要請があった時は役員会及び三役会に出席し、助言することができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

2 役員が交代した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期が満了した場合でも後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(会議)

第9条 この会を運営するために、本会の会議は、総会、役員会及び三役会とする。

(総会)

第10条 総会については、会長が招集し、毎年度1回開催することとし、役員所属する各団体から複数の参加を認め、議長は出席者の中から互選する。

(理事会)

第11条 役員会については、次の事項を議決し、総会において報告並びに承認を受ける。

- (1) 毎年度の事業及び収支予算
- (2) 毎年度の事業報告及び収支決算
- (3) 規約等の変更
- (4) その他、この協議会の運営に必要な事項

2 役員会は、役員過半数の出席をもって成立する。又、議決については、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(三役会)

第12条 三役会については、必要に応じ会長が招集し、役員会等に提出する事項について審議する。

2 三役会は、会長、副会長、書記及び会計をもって構成する。

(会議録作成)

第13条 書記は、第10条による会議の会議録を作成し保管する。

(会計)

第14条 この会は、次の経費をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 負担金及び寄付金
- (4) 事業にともなう収入
- (5) その他の収入

(会費)

第15条 会費については、役員会で決定し、総会で承認を受ける。

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関する必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成元年9月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年5月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、平成14年度の役員については、13年度の役員が引き続きするものとする。

附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年10月3日から施行する。

4 滝川市男女共同参画計画策定検討会議設置要綱

(設置)

第1条 滝川市男女共同参画計画を策定するに当たり、市民からの幅広い意見を反映させるため、滝川市男女共同参画計画策定検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、前条の目的を達成するために、調査、研究等を行うとともに必要な事項について審議する。

(組織)

第3条 検討会議は、15人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者及び団体に所属する者のうちから市長が選出する。

- (1) 滝川市男女共同参画推進協議会
- (2) 滝川市民生委員児童委員連合協議会
- (3) 人権擁護委員
- (4) 滝川商工会議所
- (5) 滝川市校長会
- (6) 行政関係者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(職務期間)

第4条 委員の職務期間は、滝川市男女共同参画計画が策定されたときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議の会議は、委員長が招集し、その議長には、委員長が当たる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、検討会議の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 検討会議の事務局を市民生活部くらし支援課に置く。

(施行細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

5 滝川市男女共同参画計画策定検討会議委員名簿

番号	氏名	団体名	備考
1	なかじま みつえ 中島 三津江	商工会議所 女性会	
2	きしべ みわこ 岸部 三和子	民生委員児童委員連合協議会 民生委員児童委員	
3	さいとう ひでき 齋藤 秀希	民生委員児童委員連合協議会 主任児童委員	
4	さいとう ひろし 齋藤 寛	人権擁護委員	副委員長
5	まつい まきこ 松井 牧子	滝川市校長会	委員長
6	つちだ さとみ 土田 里美	J A たきかわ 女性部	
7	かたおか きえ子 片岡 喜恵子	男女共同参画推進協議会	
8	ぬりし としこ 塗師 敏子	男女共同参画推進協議会	
9	わたなべ なおこ 渡邊 尚子	滝川市 介護福祉課	
10	いわがみ 岩上よし子	" 子育て応援課	
11	なかがわ ゆうすけ 中川 祐介	" 福祉課	
12	きむら まさと 木村 雅人	" 学校教育課	
13	こん あきこ 今 安紀子	" 商業観光課	
14	しらいし みゆき 白石 美幸	" 健康づくり課	

6 滝川市男女共同参画計画策定の経過

策 定 会 議	主 な 内 容
【第1回】 平成24年5月17日(木) 午後3時00分～	1 委員紹介 2 委員長及び副委員長の選任 委員長 松井牧子氏(校長会) 副委員長 斎藤 寛氏(人権擁護委員協議会) 3 滝川市男女共同参画計画の策定について今後の方針及びスケジュール等の説明
【第2回】 平成24年6月7日(木) 午後3時00分～	1 アンケート内容の検討について 市民用・事業所用 2 アンケート配付方法及び時期について 配付方法・時期について
平成24年7月18日(水) ～8月31日(金)	アンケート調査実施 住民基本台帳から無作為に抽出 ⇨ 1,000人 商工名鑑より従業員20名以上 ⇨ 161事業所
平成24年10月15日(月)	各委員宛てにアンケート集計結果報告書を送付
平成24年12月14日(金)	各委員宛てに計画書(素案)を送付
【第3回】 平成25年1月16日(水) 午後3時00分～	滝川市男女共同参画計画の(素案)の内容検討及び確認
平成25年2月8日(金) 午前10時00分～	関係所管課との協議
平成25年2月13日(水) 午前9時30分～	関係所管課との協議
【第4回】 平成25年3月22日(金) 午後4時00分～	滝川市男女共同参画計画書の完成報告

各種相談窓口をご利用ください

秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

相談窓口	日時	場所	予約・問合せ先	その他
弁護士一言アドバイス	毎週月～金曜日 10:00～16:00	◎電話で相談を受けます	相談先⇒札幌弁護士会法律相談センター 電話 011-281-8686	相談時間 15分程度
離婚相談 面接による相談 (予約制)	毎週火曜日 13:00～16:00 毎週土曜日 10:30～13:30	札幌弁護士会中空知法律 相談センター (大町1丁目4番13号 共栄ビル2階)	◎電話での予約が必要 予約受付時間 月～金曜日 10:00～16:00 土曜日 10:00～13:00 予約電話 22-8373 (※祝日除く)	相談時間 45分程度
司法書士法律相談 面接による相談 (予約制)	毎週水曜日 17:00～20:00 毎週土曜日 13:00～16:00	総合福祉センター4階 (明神町1丁目5番29号)	◎電話での予約が必要 予約受付時間 月～金曜日 9:00～17:00 予約電話 23-7737 (札幌司法書士会)	相談料無料
労働問題相談センター	毎週月～金曜日 9:00～17:00 (土日祝日定休)	◎面談又は電話相談により対応	相談先⇒札幌司法書士会 電話 011-522-5576	<u>初回のみ</u> 相談料無料
多重債務・雇用トラブル 交通事故相談 面接による相談 (予約制)	毎週火曜日 13:00～16:00 毎週土曜日 10:30～13:30	札幌弁護士会中空知法律 相談センター (大町1丁目4番13号 共栄ビル2階)	◎電話での予約が必要 予約受付時間 月～金曜日 10:00～16:00 土曜日 10:00～13:00 予約電話 22-8373 (※祝日除く)	相談時間 30分程度
滝川公証役場相談	毎週月～金曜日 8:30～17:00	◎電話で相談を受けます (来庁の場合は予約が必要)	滝川市大町1丁目8番27号 振興公社管理ビル1階 電話 24-1218	相談料無料
交通事故テレホンサービス	毎週月曜日と水曜日 10:00～15:00 (祝日及び年末年始 は除く)	◎電話で相談を受けます	札幌弁護士会 電話 011-242-5225	相談料無料

相 談 窓 口	日 時	場 所	予 約 ・ 問 合 先	その他
市民心配ごと相談	毎週月～木曜日 9:30～16:00	総合福祉センター1階	総合福祉センター 相談室直通電話 22-2397	
消費生活相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00	総合福祉センター3階 消費者センター	消費者センター 直通電話 23-4778	
女性・母子家庭等相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00	市役所1階 子育て応援課	子育て応援課 電話 28-8025	
いじめ相談電話	年中無休 24時間体制	市役所7階 教育委員会 教育支援課	教育委員会 教育支援課 電話 23-5272	
教育相談	毎週月～金曜日 9:00～17:00	市役所7階 教育委員会 教育支援課	教育委員会 教育支援課 電話 24-8440	
家庭児童相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こどもセンター 家庭児童相談室 (花月町2丁目5番1号)	家庭児童相談室 電話 23-5217 ※電話相談～緊急時: 24時間(土日祝祭日を含む)	
障害者相談	毎週火～土曜日 10:00～17:00	身体障害者福祉センター (新町2丁目8番5号)	身体障害者福祉センター 電話 22-2646	
介護相談	毎週月～金曜日 8:30～17:00	地域包括支援センター	地域包括支援センター 電話 28-8029	

有 料 中空知法律相談センター (予約制)	毎週火曜日 13:00～16:00 毎週土曜日 10:30～13:30	札幌弁護士会中空知法律 相談センター (大町1丁目4番13号 共栄ビル2階)	◎電話での予約が必要 予約受付時間 月～金曜日 10:00～16:00 土 曜 日10:00～13:00 予 約 電 話 22-8373 (※祝日除く)
------------------------------------	--	---	---



男女共同参画